

■ 9月分の給与入力前に再確認！ 健保・厚生年金の「報酬月額」

算定処理による各社員の新しい「標準報酬月額」は9月以降支給の給与から適用される事となります。給与データ入力前に、新報酬月額が正しく社員設定に反映されているかご確認ください。

●●● 「改定予約」を実行済みの場合

報酬月額算定処理メニューで算定基礎届の作成をおこない【改定予約】を実行済みの場合は、9月の給与データ入力時に【算定・月変更新処理】タブで改定作業を行ってください。

給与データ入力

～前準備画面「算定・月変更新処理」タブ

■ 操作手順

- ① 給与データ入力[F6 社員別入力]・[F7 一覧入力]に入る前に[算定・月変更新処理]タブをクリック
- ② 対象の社員とその新しい報酬月額が表示されるので内容を確認し[F2 実行]

⇒ 上記操作により社員設定[社会保険]に新報酬月額が反映され、以降の給与データ入力に適用されます。

●●● 「改定予約」を実行していない場合

PBシステムで算定基礎届を作成していない、あるいは算定基礎届作成時に【改定予約】を実行していない場合は、下記の手順で社員情報の報酬月額を直接更新してください。

社会保険一覧

(社員設定)

■ 操作手順

- ① 社員設定タブ内「社会保険一覧」メニューを開く（あるいは一人別の[社会保険]タブ）
- ② 「健保月額(千円)」 「厚年月額(千円)」欄にそれぞれ新しい報酬月額を入力し [F2 登録]

⇒ 登録された新しい報酬月額が以降の給与データ入力に適用されます。

(よくあるお問い合わせ)

Q. 新報酬月額の登録は、どのタイミングでおこなえばよいのですか。

A. 8月分の給与データ入力後、9月分の給与データ入力前におこなってください。

Q. 9月分の給与データ入力において、新しい報酬月額に基づく社会保険料額が算出されません。

A. 9月分の給与データ入力後に、社員設定で新しい報酬月額を登録したことが考えられます。その場合、9月分の給与データ入力画面で「再集計」を実行することで、新しい報酬月額に基づいた社会保険料額が算出されます。